

当協会が

「うちなー健康経営推進団体」に 認証されました!

当協会は令和7年8月20日、「令和7年度うちなー健康経営推進事業」のひとつである「うちなー健康経営推進団体」に認証されました。

今後、会員事業場向けに、健康づくりに関するセミナーやイベントを開催し、健康経営推進へのきっかけ作りなどを支援するほか、職場の健康づくりの輪を会員へ広げる活動を推進していきます。

事業場内での展開を検討される会員の皆様は協会本部へお問い合わせください。



秋の休暇を楽しんで
心に残る思い出を。

Refresh/
もっと自分らしい
働き方
休み方

10月は「年次有給休暇
取得促進期間」です。

年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署
働き方・休み方改善ポータルサイト: <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト

Refresh/
もっと自分らしい
働き方
休み方

年次有給休暇を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。
「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結ば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

2023年10月 年次の計画的付与期間

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

この期間に個人ごとに計画的な休暇取得

1) 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式の導入例
例えば、毎週金曜日に年次有給休暇の計画的付与を活用すると? 年次有給休暇を土日と組み合わせると、連続休暇になります。また、点囲みのような日に年次有給休暇をさらに組み合わせること(プラスワン休暇)も考えられます。

2) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。
①1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者 ②2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

5日	5日	15日	5日
----	----	-----	----

○前年度取得されず次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

3) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせてさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一括付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を決定

それぞれの方式に関する労使協定や就業規則などの例は「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご確認ください

年次取得促進特設サイト

年5日の年次有給休暇を確実に取得しましょう。

全ての企業において、年10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要です。

労使協定によって時間単位の年次有給休暇の活用もできます。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結ば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

※分単位などの特殊な単位での取得は認められません。また、時間単位の年次有給休暇の取得については、就業取得の必要5日間の申しつけと必要となります。